

単市土地改良事業補助金交付要綱

平成17年10月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における農業生産基盤の整備のため、別表1に定める市長が適当と認める団体等(以下、「事業主体」という。)が行う土地改良事業(以下、「事業」という。)に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象事業)

第2条 事業の対象は、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 法定外公共物ではないこと。ただし、頭首工等取水施設及びため池は対象とする。
- (2) 事業の規模又は整備する施設が、国又は県若しくはその他の補助事業(他の市費補助事業を含む。)の対象とならず、かつ、本補助金以外の補助金の交付を受けないものであること。
- (3) 事業費については、原則として、市内に本店を置く建設会社と直接契約を締結して施工する工事に係る費用であること。ただし、用地費は除く。
- (4) 営農上必要不可欠な施設であり、事業の実施により受益を受ける施設又は区域にある農地について、当分の間、他の目的に転用されることのないものであること。
- (5) 個人利用の農業用施設関連事業及び施設整備を伴わない維持管理的な工事でないこと。
- (6) 原則として、単年度完了の事業であること。
- (7) 工事に係る工事費が経済的となるよう考慮されていること。
- (8) 水利権、土地その他の各種権利関係及び関連する土地改良事業や他種事業との関係が円滑に調整されていること。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるものは事業の対象とすることができる。

(補助金の額)

第3条 市長は、毎年度予算の範囲内で、別表2に定める採択基準及び補助率により、事業主体に対し補助金を交付する。ただし、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 前項の規定により交付される補助金の額の上限は、一事業当たり200万円とする。

(補助金の交付申請)

第4条 前条の規定による補助金(以下「補助金」という。)の交付の申請をしようとする事業主体は、単市土地改良事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 1 受益関係者の同意書
- 2 見積書
- 3 位置図及び受益位置図
- 4 占用等許可書の写し
- 5 現況写真
- 6 その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があった場合において、その内

容を審査の上、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、その旨を当該事業主体に単市土地改良事業補助金交付指令書（様式第2号）により通知する。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定をする場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（申請の取り下げ）

第6条 前条の規定による通知を受けた事業主体（以下「補助事業主体」という。）は、当該通知に係る補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から起算して15日以内に当該申請の取り下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取り下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。

（事業の変更等に係る申請）

第7条 補助事業主体は、当該事業の変更（軽微な変更を除く。）又は中止若しくは廃止をしようとするときは、単市土地改良事業計画変更等承認申請書（様式第3号）に第4条各号に掲げる書類（変更の場合に限る）を添えて市長に申請し、その承認（様式第4号）を受けなければならない。

（事業の着手及び完了の届出）

第8条 補助事業主体は、当該事業に着手し、又はこれを完了したときは、単市土地改良事業着手完了届（様式第5号）により、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

（事業実績の報告）

第9条 補助事業主体は、当該事業を完了したときは、当該事業を完了した日から起算して30日以内、又は、補助金の交付決定のあった年度の3月31日のいずれか早い期日までに単市土地改良事業補助金実績報告書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第10条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があった場合において、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業主体に対し補助金を交付する。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず第5条の規定による通知に係る金額の範囲内で、概算払いにより補助金を交付することができる。

3 事業完了後の補助金の確定額が、概算払いにより交付した補助金額に満たない場合に補助事業主体はその差額を返還しなければならない。

（関係書類の整備）

第11条 補助事業主体は、事業及び収支について、一切の状況を明らかにする帳簿その他の関係書類を整備しておかななければならない。

（報告及び検査）

第12条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業主体に対し、報告を求め、又は書類、帳簿及び事業施行の状況を検査し、若しくは監督上必要な指示をすることができる。

（補助金交付決定の取消し等）

第13条 市長は、補助事業主体が次の各号に該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1）この要綱に違反したとき。
- （2）補助金の交付に際して付した条件に違反したとき。
- （3）事業の施行方法が不相当であると認められたとき。
- （4）補助金を当該補助の目的以外の用途に使用したとき。

（維持管理）

第14条 補助事業主体は、本要綱に基づき実施した事業の成果に関し、継続的な維持管理

に努めなければならない。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 17 年 10 月 1 日より施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行期日前までに、合併前の土地改良事業等補助金交付規則（昭和 40 年山口市規則第 27 号）、秋穂町耕地等整備事業補助金交付規則（昭和 54 年秋穂町規則 5 号）、徳地町土地改良事業補助金交付規則（昭和 39 年徳地町規則第 12 号）（以下「合併前の規則」という。）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

(補助率の特例)

3 第 3 条の規定にかかわらず、平成 17 年度における補助率は、合併前の規則の例による。

附則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日より施行する。

附則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日より施行する。

附則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(令和 4 年度から令和 12 年度までの補助率の特例)

2 別表 2 に規定するため池災害予防事業の余水吐切下げ工事のうち、県による危険ため池の指定及び防災重点農業用ため池の指定を受けているため池の廃止工事を行う場合、又は、県による防災重点農業用ため池の指定を受けているものであって、緊急かつ、公共性が高いと市長が認めるため池の廃止工事を行う場合の補助率は、別表第 2 の規定にかかわらず、100%とする。

別表1（第1条関係）

事業主体	内容
市長が適当と認める団体等	農業用施設の維持管理を全部共同で行うか又は一部を共同で行う永続性のある団体で、その構成員は、農業を営む者が2人以上であるもの。ただし、災害復旧事業を除く。

別表2（第3条関係）

事業名	採択基準	補助率
かんがい排水事業	受益面積がおおむね0.2ha以上。但し、防災に関する事業はこの限りではない。	70%
農道事業	新設又は改良の幅員がおおむね3.0m以上（農振農用地域及び中山間地域はおおむね2.0m以上。）で、事業完了後、分筆登記を行うもの。 受益面積がおおむね0.5ha以上。 計画幅員以上の道路に接続すること。	70%
農道舗装事業	舗装幅員がおおむね2.0m以上。 中山間地域以外の場合、農地沿率がおおむね50%以上で畑地（地目）、樹園地が主体であること。	50%
ため池改修事業（ため池安全施設等を含む）	ため池安全施設の場合、通学路や生活道付近の施設であること。	75%
災害復旧事業	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）第2条第5項に規定する災害により生じた被害であって、農地又は農業用施設に係る復旧工事費が13万円以上のものであること。 （国庫補助事業により復旧事業を行うものを除く。）ただし、補助対象経費は40万円未満とする。	90%
ため池災害予防事業（余水吐切下げ、応急）	補助対象経費は、工事に要する本工事費及び付帯工事費とする。 <余水吐切下げ工事> 緊急の措置を実施しないと下流住民に被害発生のおそれがあるもので、貯水量をおおむね2分の1以上減量するもの又は、最大水深の3分の1以上減量するもの。 <応急工事> 漏水防止及び堤体補強工事等。 仮排水施設（サイホン等）の設置工事等。	90%

山 口 市 長 様

住 所

氏名又は

名称及び

代表者名

連絡先

(※)

(※) 本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印
してください。

年度 単市土地改良事業補助金交付申請書

今年度において、農業生産基盤整備のため下記の事業を実施したいので、単市土地改良事業補助金交付要綱第4条の規定により申請します。

記

事業名	
地区名	
工事名	
工種	
事業量	
事業費	
事業予定期間	年 月 日 ～ 年 月 日
摘要	

添付書類

- 1 受益関係者の同意書
- 2 見積書
- 3 位置図及び受益位置図
- 4 占用等許可書の写し
- 5 現況写真
- 6 その他必要な書類

第 号

団 体 名
代表者氏名

年 月 日付で申請のあった 年度単市土地改良事業
について、単市土地改良事業補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり交
付する。

年 月 日

山 口 市 長

記

- 1 補助事業に要する経費 円
補助金の額 円
- 2 この補助金は、単市土地改良事業に対して交付するものであるから他の目的に
使用してはならない。
- 3 この補助金により実施した事業の成果の継続的な維持管理に努めること。
- 4 事業終了後は、遅滞なく事業実績報告書を提出すること。

年 月 日

山 口 市 長 様

住 所

氏名又は

名称及び

代表者名

連絡先

(※)

(※) 本人（代表者）が手書きしない場合は、
記名押印してください。

年度 単市土地改良事業計画変更承認申請書

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定があった事
業計画を変更
業について、事業を中止 したいので、承認されるよう単市土地改良事業補助
事業を廃止
金交付要綱第7条の規定により、下記の書類を添えて申請します。

記

事 業 名	
地 区 名	
工 事 名	
工 種	
事 業 量	
事 業 費	
事業予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日
事業計画変更 事業中止 理由 事業廃止	
摘 要	

添付書類（変更の場合に限る）

- 1 受益関係者の同意書
- 2 見積書
- 3 位置図及び受益位置図
- 4 占用等許可書の写し
- 5 現況写真
- 6 その他必要な書類

団 体 名
代表者氏名

年 月 日付で変更申請のあった 年度単市土地改良事業
について、単市土地改良事業補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり
承認する。

年 月 日

山 口 市 長

記

- | | | | |
|---|------------|-------|---|
| 1 | 補助事業に要する経費 | (変更前) | 円 |
| | | (変更後) | 円 |
| | 補助金の額 | (変更前) | 円 |
| | | (変更後) | 円 |
- 2 この補助金は、単市土地改良事業に対して交付するものであるから他の目的
に使用してはならない。
- 3 この補助金により実施した事業の成果の継続的な維持管理に努めること。
- 4 事業終了後は、遅滞なく事業実績報告書を提出すること。

様式第5号（第8条関係）

年 月 日

山 口 市 長 様

住 所
氏名又は
名称及び
代表者名
(※)
(※) 本人（代表者）が手書きしない場合は、
記名押印してください。

着手
年度 単市土地改良事業 届
完了

年 月 日付け 第 号により補助金交付決定のあった事業
着手
について したので、単市土地改良事業補助金交付要綱第8条の規定により下記の
完了
とお届け出ます。

記

工 事 名	地 区 名	工 種	着 手 了 年月日 完	摘 要

年 月 日

山 口 市 長 様

住所
 氏名又は
 名称及び
 代表者名 (※)
 (※) 本人（代表者）が手書きしない場合は、
 記名押印してください。

年度 単市土地改良事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定のあった事業の実績について、単市土地改良事業補助金交付要綱第9条の規定により、下記の書類を添えて報告します。

記

1. 事業実績書

地区名	工 種	計画高		出来高		出来高事業費負担区分		摘 要
		事業量	事業費	事業量	事業費	市補助金	地元負担金	
		m	円	m	円	円	円	

2. 収支精算書

収入の部

区 分	精 算 額	予 算 額	増 減 額	摘 要
市 補 助 金				
地 元 負 担 金				
計				

支出の部

区 分	精 算 額	予 算 額	増 減 額	摘 要
本 工 事 費				
計				

添付書類

1. 請求書（写）
2. 領収書（写）
3. 工事写真

